

米のモデル事業

(米戸別所得補償モデル事業)

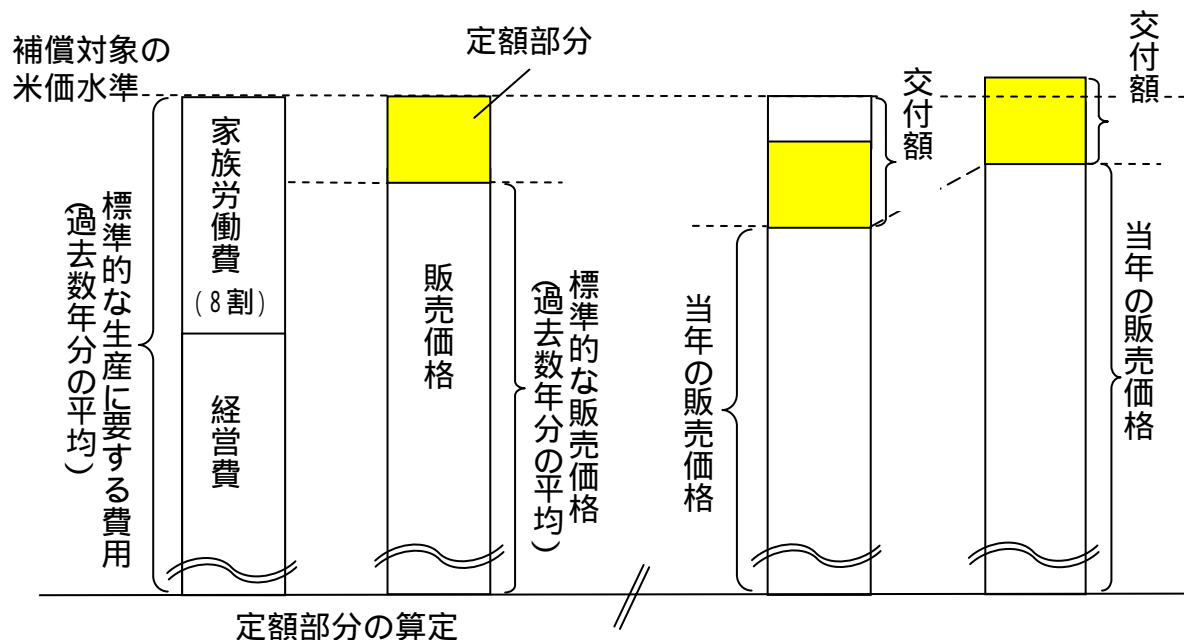
概算要求額：3,371億円

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家(集落営農を含む)に対して所得補償を直接支払により実施する。

標準的な生産に要する費用(過去数年分の平均)と販売価格(当年)との差額を全国一律単価として交付

の交付金のうち、標準的な生産に要する費用(過去数年分の平均)と標準的な販売価格(過去数年分の平均)との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付

事業の仕組み



今回の対策の5つのポイント

生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。

地域協議会などを經由せず、国から直接交付金を支払う。

米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。

要件の確認などは、市町村や地域協議会などに委託。

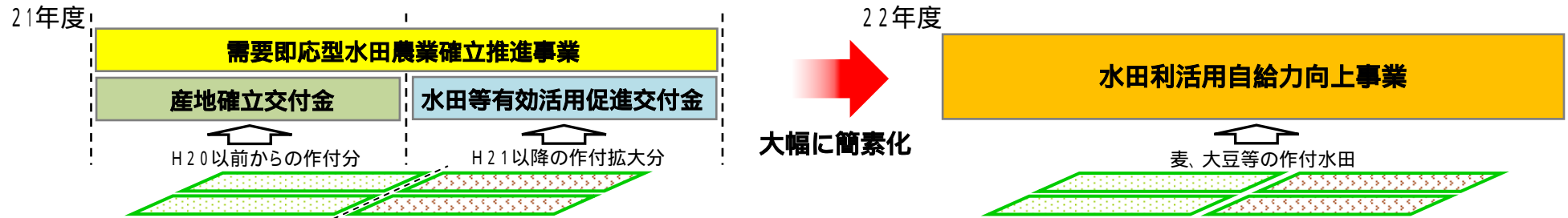
定額部分の単価は、20年度の生産費や21年産の米価水準を見て12月に決定。

自給率向上事業

(水田利活用自給力向上事業)
概算要求額：2,167億円

水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払により交付

助成金体系の見直し(イメージ)



事業の仕組み

助成単価

水田での作付面積に応じ、**全国统一単価**(その他作物を除く)で助成を実施

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物 (地域で単価設定可能)	10,000円

この他、二毛作助成(戦略作物)15,000円/10aを実施

助成要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認

今回の対策の6つのポイント

- 作付規模、年齢を問わず、すべての販売農家が対象。
- 米の生産数量目標の達成に関わらず、対象作物の作付面積に応じて交付。
- 作付拡大に対応できるように、作付面積の実績に応じて、全国统一単価で助成(その他作物を除く)。
- その他作物に対する助成は、単価(10,000円/10a)に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に助成対象作物・単価を設定。
- 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付(21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

表・大豆等に関する助成総額

(単位:千円 / 10a)

助成対象作物	水田利活用自給力向上事業	水田経営所得安定対策		助成金合計
		固定払	成績払	
小麦	35	27	13	75
大豆	35	20	7	62
飼料作物	35	-	-	35
米粉用米	80	-	-	80
飼料用米	80	-	-	80

二毛作(戦略作物)を行う場合には、この他に15,000円/10aの助成を実施

大麦、裸麦についても上記の助成金の対象となる

飼料用米について、その稲わらの飼料利用も行う場合には、耕畜連携粗飼料増産対策事業により、13,000円/10aを上限とした助成を実施

水田経営所得安定対策は21年度の平均単価